議　事　内　容

局長	定刻となりましたので、第１１２回常設審議委員会をはじめさせていただきたいと思います。 それでは、会長からご挨拶をお願いします。
会長	（会長あいさつ）
会長	それでは、本日は、○○町の○○委員が新たに常設審議委員として参加されております。 一言ご挨拶をお願いします。
○○委員	（挨　拶）
会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから第１１２回常設審議委員会を開催いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
局長	本日は、審議委員の総数１８名に対し１４名の出席となっています。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
会長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	（前回の審議案件について、資料１により報告）
会長	次に、前回の委員会で、○○町の○○の転用案件に、追加資料を求めていましたので、農業会議事務局から報告をお願いします。
農業会議事務局	（前回の案件の追加資料について説明）
会長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第５条２件、県からの意見聴取が農地法第４１条１件を議題とします。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
会長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。

会長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、○○市・○○委員と○○市・○○委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
会長	はじめに、農地法第５条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各農業委員会事務局から説明をお願いします。
会長	はじめに、○○農業委員会から説明をお願いします。
○○農業委員会	（整理番号５－１について、資料に沿って説明）
会長	次に、○○農業委員会から説明をお願いします。
○○農業委員会	（整理番号５－２について、資料に沿って説明）
会長	ただいま、農地法第５条関係２件の案件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第５条関係、○○農業委員会より諮問の○○申請の特定建築条件売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	２点お尋ねします。 １点目は、造成の高さを教えてください。
○○農業委員会	盛土につきましては、最高０.９７m ということで、申請があっています。
○○委員	ということは、東側の既存の住宅地と同じ位の高さということですか。
○○農業委員会	現地確認をしたところ、そういう説明を開発業者から伺っています。
○○委員	２点目について、伺います。 東側に幅２０cm 位の水路がありますが、今現在の使われ方、造成後の使われ方に違いはあるのでしょうか。
○○農業委員会	お尋ねの水路につきましては、現状は、田からの溢れた水が若干流れている程度かなと思います。今回、申請があった後につきましては、今回の開発地は、北側が高くて水を一旦雨水につきましても、南に流す形

	になっています。それを東西にわけて北の水路に流すという計画になっていまして、その排水の水路として活用されることとなっています。
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	次に、農地法第５条関係、○○農業委員会より諮問の　○○申請の　共同住宅　への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○○委員	駐車場が６１台分で１戸当たり３台平均となるが、その点について説明をお願いします。
○○農業委員会	１世帯３～４名入れば、これぐらいの台数は必要になってくるのではないかと思っています。
○○委員	埋蔵文化財届出有と記載されていますが、届出した結果、試掘なり掘る必要があったとか、その経過なり、状況を教えてください。
○○農業委員会	現在、埋蔵文化財届出をしておりまして、今後の取り扱いについては、把握していませんが、もし埋蔵物が出てきたとなれば、再協議となってくるのではないかと思っています。
○○委員	届出をしてから試掘とかはしていないのですか。
○○農業委員会	どの時点で掘削されるかについては、私の方では把握しておりません。
○○委員	○○地区は、埋蔵文化財が多い所なので、どうかなと思ってお聞きしました。
○○委員	私の方から補足します。当地区は、○○川の横で、土地の下は砂礫が多いところです。ですから地区全体としては、文化財の申請はしますが、当地区は文化財はないと私は思っています。
会長	○○町は、文化財が多いと思いますので、転用等あれば、特に注意していただきたいと思います。

○○委員	土地改良区意見書受領済とありますが、どういった意見があったのでしょうか。
○○農業委員会	土地改良施設の利用を害さないための防除を施工すること。 転用組合員又は転用関係者の責務とすべき土地改良施設の既存の復旧を行うこと。 汚濁物の水路への流入を防止すること 土地改良事業に支障を生ずる事項については、必要な措置を講ずること。以上のような意見書が出ている所です。
○○委員	それは、了承をされたということで受け取っていいのですね。
○○農業委員会	はい。そうです。
○○委員	はい。わかりました。
○○委員	申請地の東側は水田ですか。排水がどうなるのかなと思って。
○○農業委員会	東側は、水田として残ります。既存の側溝とかありますので、排水は問題ないと思っています。
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
会長	以上、本日意見を求められた　農地法第５条関係２件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
会長	続きまして、農地法第４１条に基づく意見聴取に入ります。 農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	（整理番号４１－１の案件について説明）
会長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○○委員	相続放棄されたと説明がありましたけれども、民法上でいう相続放棄をされた場合に、普通国に戻すということになるのですか、それとも相続人が放棄された場合は、さらに探して確定させる作業はないのですか。
農業会議事務局	それはないです。相続放棄をされて、債権者などからの申し立てで相続財産清算人が立てられている場合は、その方が相続人とみなされて権利設定ができるので、この制度は活用できないということになっていますが、清算人が立てられていない場合は、農地については、この方法で貸し借りができるということになっています。
○○委員	その場合、調書に記載している借賃は誰が受け取るのですか。
農業会議事務局	供託所に供託という形でお金が納められまして、所有者が見つかった場合は、所有者が供託所に返還の申出を行って、返還請求をすることができます。また、返還請求の期限も決まっていますので、それを過ぎれば国庫に帰属するものとなります。
○○委員	４０年耕作してその後国に返さなければならないですか。
農業会議事務局	また、この制度で再設定することはできます。 供託金は、一括で納めなくてはならないため、金銭的にはハードルが高いものとなります。
○○委員	現時点で相続放棄をされているため、所有者が不明ということですね。将来、所有者がわかる可能性もあるのですか。
農業会議事務局	その可能性もあります。農業委員会で探索する範囲が、配偶者と子までとなっていますので、その方が、相続放棄や死亡された場合は、その時点で、探索終了という形でこの制度を活用することができます。
会長	今後、所有者不明農地が出てくるのではないかなということですよね。
○○委員	農地としての利用を継続してやっていきたいというのがこの制度です。権利は権利としてあるけれども農地は農地としてしっかり維持管理していく手法。
会長	写真を見る限り、遊休農地のように見える。耕作がやりずらいかなという印象。
○○委員	負債が大きかったため、相続を放棄したとのこと。蓮根後で荒れたようにしているけれども、農業委員会としては、きちんと手入れすれば良い圃場として考えているところ。

会長	地元にこういった案件が今後出ないように皆さん注意して農地パトロールをしていただきたいと思います。
会長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
会長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。
会長	続きまして、その他の項目に移ります。 「地域計画」の充実・実現に係る佐賀県取組方針について、県農業経営課から説明をお願いします。
県農業経営課	（資料２により県農業経営課説明）
会長	続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局から説明をお願いします。
農業会議事務局	令和 7 年度農業者年金新規加入状況及び全国農業新聞普及状況について、資料３で説明。
会長	ただいま、県及び事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問等なし）
大園会長	ほかに、皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。 事務局ほかにありますか。
大園会長	他にないようでございますので、以上をもちまして、第１１２回常設審議委員会を終了いたします。 本日は、お疲れさまでした。 次回は８月１８日(月)、佐賀総合庁舎にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。